

## 相続 宅建 R03(12)-07-1 &lt;&lt;#968&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

自筆証書によって遺言をする場合、遺言者は、その全文、日付及び氏名を自書して押印しなければならないが、これに添付する相続財産の目録については、遺言者が毎葉に署名押印すれば、自書でないものも認められる。



【答え】 正しい

《ポイント》 自筆証書遺言

- 1 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、自筆証書にこれと一体のものとして相続財産の全部又は一部の目録(財産目録)を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉に署名し、印を押さなければならない。

★ 《ポイント》 遺言能力

15歳に達した者は、遺言をすることができる。

⇒ 法定代理人の同意などはいらない

10

《ポイント》 共同遺言の禁止

遺言は、2人以上の者が同一の証書であることができない。

⇒ 夫婦でも共同遺言はできない

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

解説

暗記